

報道発表資料

令和7年12月24日

独立行政法人国民生活センター

地震に便乗した詐欺的トラブルにご注意ください！

－ 義援金や寄付を集めるという不審な電話・訪問に注意！ －

令和7年青森県東方沖を震源とする地震により被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

今般の地震に関連して、すでに被災地域、被災地域以外にかかわらず、個人情報を聞き出そうとする電話や訪問するという電話が入ったという相談が寄せられています。地震に便乗した不審な電話はすぐに切り、万が一、訪問があつても断ってください。

地震発生後は、地震に便乗した詐欺的トラブルや悪質商法が多数発生しますので、十分に注意ください。

1. 相談事例 (() 内は受付年月、相談者等の属性、相談受付県ブロック)

【事例1】買い取り業者から電話がかかってきて「東北の地震の被災地に衣類や食器など何でもいいから届けたいので、不用品を買い取りたい。買取代金を渡したいので家にいてほしい」と言われ、来訪を承諾したが断りたい。

(2025年12月受付、70歳代・女性、東海地方)

【事例2】市民から「地震発生翌日、市役所分庁舎を名乗る所から、要支援者の登録に関する電話があった。さらに次の日、消防団を名乗る者から電話があり、家族構成や在宅時間などを聞かれた。

「どこの消防団なのか」と尋ねると、相手が電話を切ってしまった。」という相談があった。分庁舎および該当すると思われる消防団へ確認したが、連絡した者は確認できず、詐欺的な電話の可能性があることを伝え注意喚起した。

(2025年12月受付、市役所からの情報提供、電話を受けたのは70歳代、北海道・東北北部地方)

2. 消費者へのアドバイス

- (1) 不審な電話はすぐに切り、来訪の申し出があつても断ってください。個人情報は伝えず、金銭を要求されても決して支払わないようにしてください。
- (2) 公的機関が、各家庭に直接電話をかけて義援金を求めたり、個人情報を聞いたりすることはありません。公的機関を名乗って連絡があった場合には応じず、いったん電話を切って、まずは当該機関に確認しましょう。また、義援金は、募っている団体等の活動状況や使途をよく確認し、納得した上で寄付しましょう。義援金を口座に振り込む場合は、振込先の名義をよく確認しましょう。
- (3) 少しでも不安を感じたら、すぐにお近くの消費生活センター等（消費者ホットライン「18

8」番) や警察に相談してください。

3. 情報提供先

- ・消費者庁 (法人番号 5000012010024)

(参考) 「ご用心 災害に便乗した悪質商法」(国民生活センターホームページ)

https://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/disaster.html